

品川区町会・自治会館等設備補助金交付要綱

制定	昭和62年	9月4日	要綱第64号
改正	平成4年	3月17日	要綱第8号
改正	平成13年	3月28日	要綱第102号
改正	平成21年	3月31日	要綱第179号
改正	平成23年	8月15日	要綱第120号
改正	平成27年	3月27日	要綱第213号
改正	平成31年	4月1日	要綱第194号
改正	令和3年	5月31日	要綱第169号
改正	令和4年	3月22日	要綱第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）による会館、集会所、倉庫（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に該当するものに限る。）もしくは借用等により使用する集会施設（以下「集会所等」という。）の設備の購入および設置（以下「購入等」という。）に要する経費または集会所等の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕を除く。以下同じ。）もしくは模様替（建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替を除く。以下同じ。）に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

(補助金交付の対象となる集会所等の要件)

第3条 補助金交付の対象となる集会所等は、次に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 地域コミュニティ、災害時活動等の場として、広く地域住民に利用されること。
- (2) 借用等により使用する集会施設にあっては、賃貸借契約等があること。
- (3) 過去3年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、補助金の交付を受けようとするときにおいて、災害その他やむを得ない事由が認められる場合は、この限りでない。
- (4) その他区長が必要と認めるもの

(補助金対象設備)

第4条 補助金交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電気設備
- (2) ガス設備
- (3) 給排水設備
- (4) 換気設備
- (5) 冷暖房設備
- (6) じゅうたん
- (7) テーブル
- (8) 椅子
- (9) 畳（表替えに係る経費を含む。）
- (10) 襖（張替えに係る経費を含む。）
- (11) 集会用テント
- (12) その他、地域コミュニティ、災害時活動等の場に必要なたし器および備品類
（補助金額）

第5条 補助金の交付額は、補助対象設備の購入等または集会所等の修繕もしくは模様替に係る経費の2分の1以内とし、1集会所等につき100万円を限度とする。
（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等は、町会・自治会館等設備補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。
(1) 見積書（写し）
(2) その他区長が必要と認めた書類
（交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会・自治会館等設備補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。
（承認事項）

第8条 補助金の交付決定を受けた町会等は、その後に生じた事情等により、当該交付決定に係る補助対象設備の購入等または集会所等の修繕もしくは模様替の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。
（完了届）

第9条 第7条に規定する補助金交付の決定を受けた町会等は、当該交付決定に係る補助対象設備の購入等または集会所等の修繕もしくは模様替が完了したときは、すみやかに完了届（第3号様式）に領収書（写し）を添えて区長に提出しなければならない。
（補助金額の確定）

第10条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および補助対象設備の購入等または集会所等の修繕もしくは模様替の状況を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会・自治会館等設備補助金確定通知書（第4号様式）により前条に規定する届出をした者に通知する。

（請求書の提出）

第11条 前条の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに町会・自治会館等設備補助金請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

（返還）

第13条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部または一部を遅滞なく返還しなければならない。

（違約金）

第14条 町会等は、前条の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までに日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（購入設備の処分の制限）

第15条 町会等は、補助金により取得した設備については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（ただし、10年を超える場合は、10年とする。）、区長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、または担保に供してはならない。

（委任）

第16条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請団体名
代表者住所
代表者氏名

町会・自治会館等設備補助金交付申請書

品川区町会・自治会館等設備補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

申請額	百	十	万	千	百	十	円
補助対象経費 (内訳)	品	名	単	価	個	数	金額
	合	計					
会館等の名称							
所在地							
延べ面積	m ²						
購入設置日 実施日 (予定)	年 月 日						

添付書類 1. 見積書 (写) 2.

第2号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会館等設備補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった設備補助金の交付について、品川区町会・自治会館等設備補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交 付 額	百	十	万	千	百	十	円
	補助対象経費 (内訳)	品 名 単		価	個 数	金 額	
合 計							
補助対象会館	名 称 所 在 地						

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

完 了 届

下記のとおり、品川区町会・自治会館等設備補助金交付要綱に基づく、設備の購入等が完了したので届け出します。

記

交付予定金額		百	十	万	千	百	十	円
補助対象経費 (内訳)	品	名		単	価	個	数	金 額
	合	計						
会館等の名称								
所在地								
購入等完了日	年		月		日			
添付書類	1. 領収書 (写) 2.							
要綱第10条による調査員氏名	地域センター						印	

第4号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会館等設備補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出された設備補助金については、品川区町会・自治会館等設備補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

確定金額	百	十	万	千	百	十	円
	確定内訳	品 名		単 価	個 数	金 額	
合 計							
請求書提出期限	年 月 日						

第5号様式（第11条関係）

町会・自治会館等設備補助金請求書

金 額		百	十	万	千	百	十	円

年 月 日付番 号をもって交付確定のあった設備補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請団体名
代表者住所
代表者氏名

印